



医療事故情報収集等事業

医療 安全情報

No.91 2014年6月

2006年から2012年に 提供した医療安全情報

2013年にも類似事例が発生しています

番号 ¹⁾	タイトル ～内容～	2013年に報告された件数
【事例】		
No.2	抗リウマチ剤(メトトレキサート)の過剰投与に伴う骨髄抑制 ～抗リウマチ剤(メトトレキサート)の過剰投与に伴い骨髄抑制をきたした事例～	2件
<p>患者は精神症状の加療目的で、精神科に入院した。他院にて慢性関節リウマチに対しメトトレキサート2.5mgが処方されていた。薬剤師は入院時の持参薬チェックを行ったが、患者面談は行わなかった。また、診療情報提供書やお薬手帳の持参がなかったため、他院の医師に連絡したが、週一回の勤務であり、診療情報提供書の作成が遅れた。研修医が患者にメトトレキサートの用法を確認すると「朝1錠服用している」と返答があったので、入院後、メトトレキサート2.5mgを連日投与、患者の持参薬を継続と指示した。後日FAXで診療情報提供書が送られてきたが、研修医は処方歴を確認しなかった。入院13日目、看護師が休薬期間のないことに疑問をもち医師に確認したところ、12日間メトトレキサート2.5mgを連日投与していたことが分かった。(他1件、医療安全情報No.45(2010年8月:第2報提供済み))</p>		
No.3	グリセリン浣腸実施に伴う直腸穿孔 ～グリセリン浣腸に伴い直腸穿孔などをきたした事例～	1件
<p>排便がみられず下腹部痛も出現していたため、当直医の指示で看護師はグリセリン浣腸60mLを施行した。排便後、腹痛は改善したが、発熱があり、血液検査ではCRPが上昇していた。疼痛部位は下腹部であり、下部消化管の感染症などを疑い絶食・輸液管理と抗菌薬の投与を開始した。翌日、発熱が持続するため造影CTを施行したが、この時点ではfree airに気付かなかった。発熱は脾嚢胞の感染増悪によるものと疑い、ENPDチューブを挿入した。その後、放射線科医師の読影レポートでfree airの存在が判明し、緊急手術を行ったところ、直腸が穿孔していた。</p>		

番号 ¹⁾	タイトル ～内容～	2013年に報告された件数
【事例】		
No.7	小児の輸液の血管外漏出 ～薬剤添付文書上、輸液の血管外漏出に関する危険性の言及の有無にかかわらず、小児に対する点滴実施の際、輸液の血管外漏出により、治療を要した事例～	4件
<p>0歳の患児にシリンジポンプを使用してメイロンを持続投与していた。夜間のため暗く、十分に刺入部の観察ができていなかった。朝、メイロン投与中の末梢ルートが漏れ、テープ固定範囲から外れた部分に広範囲に水疱を形成しているのを発見した。皮膚科を受診し、ルート固定テープを剥がしたところびらんが見られ、プロペトを塗布し経過観察となった。(他3件)</p>		
No.8	手術部位の左右の取り違い ～手術部位の左右を取り違えた事例～	2件
<p>右下肢閉塞性動脈硬化症に対する手術の際、腹臥位であったため、医師は患者の左右を間違えて左下肢を切開して手術を開始した。そのまま気付かず手術を継続し、ヘパリンを投与後、左膝窩動脈を切開しようとしていた。その際、麻酔科医より、「申込書は右下肢だが、左下肢に手術を行っている」と指摘を受け、間違いに気付いた。(他1件、医療安全情報No.50(2011年1月:第2報提供済み))</p>		
No.9	製剤の総量と有効成分の量の間違い ～製剤の総量と有効成分の量との誤認による事例～	4件
<p>主治医は「フロセミド細粒4% 0.25g 分1 朝食後」を処方する際、0.25g=250mgと換算し、「フロセミド細粒4% 250mg 分1 朝食後」と処方した。院内では「mg」の処方力は価(有効成分の量)、「g」の処方は調剂量(製剤の総量)としていたが、医師はそのことを知らなかった。薬剤師は250mgは「量が多い」と思いカルテの指示を確認したが、「フロセミド細粒250mg開始」と記載があったので、医師へは直接確認せず薬剤を交付した。その後、薬剤科より別患者のフロセミド細粒4%の処方について問い合わせがあり、主治医は当患者の処方を間違えていたことに気付いた。(他3件)</p>		
No.10	MRI検査室への磁性体(金属製品など)の持ち込み ～MRI検査室内への磁性体(金属製品など)の持ち込みに伴う事例～	4件
<p>頭部MRIの検査の際、患者は術後で創部ドレナージチューブが留置されており、持続吸引型のサクシオンリザーバーが接続されていた。MRI検査台へ患者を移乗する際に、診療放射線技師はドレナの存在に気が付いたが、サクシオンリザーバーがMRI非対応のものとは知らず、検査の妨げにならないように足元へ置いた。検査のため、ベッドをガントリ内へ移動したところ、サクシオンリザーバーがガントリに吸着した。ガントリの吸着部位が創部と近かったため、ドレナージチューブの伸展や位置がずれることはなかった。(他3件)</p>		

番号 ¹⁾	タイトル ～内容～	2013年に報告された件数
【事例】		
No.54	体位変換時の気管・気管切開チューブの偶発的な抜去 ～人工呼吸器を装着した患者の体位変換を行った際に、気管チューブまたは気管切開チューブが抜けた事例～	7件
<p>気管チューブの固定テープの貼り替えを行った後、看護師3人(役割分担は決めず、A看護師は患者の右側頭付近、Bは右側足元、Cは左側中央)でおむつ交換と仙骨の処置をするために右側臥位にしようと試みた。気管チューブは呼吸器回路に接続されており、アームから外した回路を保持しなかった。右側臥位にしたときに仙骨のハイドロサイトの汚染があったため一旦仰臥位にした。看護師Aが患者の処置物品を取るために患者から目を離し後ろ向きになった後、看護師Bが「あぶない」と言った。看護師Aが振り返ると気管チューブが10cmほど抜けていた。(他6件)</p>		
No.57	PTPシートの誤飲 ～患者が薬剤を内服する際に、誤ってPTPシートから出さずに薬剤を服用した事例～	12件
<p>PTPシートの誤飲を防止するため、内服薬を投与する際には看護師がPTPシートから錠剤を出し、内服薬専用のケースに配布することになっていた。4人部屋の患者に配薬する際、看護師は4人中3人の患者にPTPシートから取り出した眠前薬を配ったが、最後の患者にはシートのまま薬剤3錠を薬ケースに入れてしまった。患者はそのまま3錠を一度に内服し、その後、喉の違和感を訴えた。主治医に報告後、食道に引っかかっていた3錠を内視鏡にて除去した。食道粘膜が軽度損傷していることが分かった。(他11件、医療安全情報No.82(2013年9月:第2報提供済み))</p>		
No.58	皮下用ポート及びカテーテルの断裂 ～皮下用ポートが埋め込まれている患者において、カテーテルの断裂が起きた事例～	13件
<p>患者は化学療法12クール目の施行予定であった。ポートに穿刺後、前投薬滴下時に患者よりポート上部から鎖骨付近までの前胸部の腫脹・違和感、上肢の腫脹・疼痛の訴えがあり、投与を中止した。胸部エックス線を撮影したところ、中心静脈カテーテルが断裂し、心臓内へ迷入していることが確認された。(他12件)</p>		
No.59	電気メスペンシルの誤った取り扱いによる熱傷 ～電気メス等の使用の際に、電気メスペンシルを収納ケースに収納していなかったことにより、熱傷をきたした事例～	2件
<p>腓腫瘍切除術の際、患者の体の上に置いてあった電気メスペンシルの手元スイッチ部に介助医の手が当たった。通電した電気メスの先端が患者の右下腹部に接触していたため、5×2mm大の熱傷をきたした。熱傷部は縫合閉鎖した。(他1件)</p>		

番号 ¹⁾	タイトル ～内容～	2013年に報告された件数
【事例】		
No.73	放射線検査での患者取り違え ～放射線検査での患者氏名の確認が不十分であったため、患者を取り違えて検査が行われた事例～	1件

患者Aは、頭部MRI検査の予定で検査室に向かっていました。患者Bは放射線科で受付を行い、CT室の前で待つよう言われた。CT検査に呼び込む際、診療放射線技師Xは同じ時間帯に受付を行い検査室に向かっていました患者Aに「Bさんですか?」と声をかけた。患者Aが「はい」と応答したため、技師Xは患者Bだと誤認し、点滴ルート確保の場所へ案内した。その後、看護師は、技師Xが患者を連れてきたため患者確認を行わず、点滴ルートを確認した。点滴ルート確保後、技師Yが患者AをCT室内に案内し、技師Xと技師Zが検査のセッティングを行った。その際、技師Yも患者Bであると思込んでおり、改めて患者確認を行わなかった。セッティングを行う際、患者Bの名前で何回か声かけをしたが、その際に患者Aは名前が違うと言わなかった。CT検査実施後、消化器内科に行くように案内したところ、患者Aから脳外科を受診していると言われ、患者間違いに気付いた。

1)の番号は、医療安全情報の提供番号を示しています。

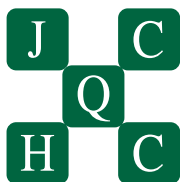
◆上記タイトルの未掲載事例につきましては、平成25年年報に掲載いたします。

※この医療安全情報は、医療事故情報収集等事業(厚生労働省補助事業)において収集された事例をもとに、当事業の一環として総合評価部会の専門家の意見に基づき、医療事故の発生予防、再発防止のために作成されたものです。当事業の趣旨等の詳細については、当機構ホームページに掲載されている報告書および年報をご覧ください。

<http://www.med-safe.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課したりするものではありません。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0252(直通) FAX：03-5217-0253(直通)

<http://www.jcqhc.or.jp/html/index.htm>